

在外選挙の 制度と手続 について

在留届の提出も
忘れずに！



在外選挙登録資格

- ① 満18歳以上
- ② 日本国籍保有者
- ③ 海外に3か月以上居住
(出国時登録申請者を除く)

同居家族による 代理申請もできます。



申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券を御用意ください。

※申請書と申出書は領事窓口または総務省のホームページから入手できます。

詳しくは、在ミラノ日本国総領事館

TEL:02-6241141

Mail:info@ml.mofa.go.jp

または

外務省 在外選挙

検索 まで。



登録・投票は簡単です

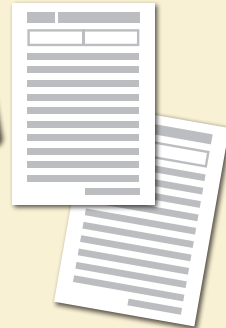
必要書類を準備し
申請書に記入、大使館、
総領事館窓口で登録申請

3か月後に大使館
などから住所確認の
連絡を受ける

選挙人証の受取

用意する物

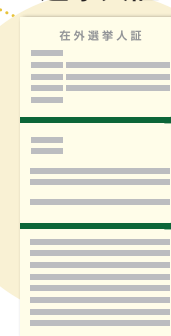
- ・旅券
- ・申請書
- ・居住している事を
証明できる書類
(在留届を提出済の方は
不要です。)



大使館

電話又は葉書

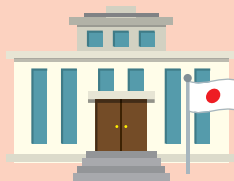
選挙人証



※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため受取までに3か月ほどかかる場合があります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

在外投票は次の3つの方法から選択できます

在外公館投票



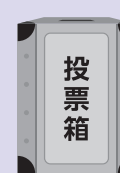
直接日本大使館・総領事館
(領事事務所)に出向いて
投票する方法。

郵便等投票



投票用紙等を事前に請求して、
記載の上、登録先の選挙管理
委員会へ郵送する方法。

日本国内で投票



一時帰国した方や、帰国直後で
転入届を提出して3か月未満の方は、
日本国内でも投票できます。

- 外務省
- 1.平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。
 - 2.平成30年6月から出国時登録申請が始まりました。国外転出する際に市区町村の窓口で申請できます。